

# 創業ポータルサイト構築・運営業務 委託業務仕様書

## 1 業務名

創業ポータルサイト構築・運営業務

## 2 業務委託の目的

「創業するなら山口県」の実現に向け、創業に関する知識や行政・支援機関の支援情報、創業者の情報など創業に関する様々な情報を一元的かつ体系的に分かりやすく発信することにより、支援情報と創業者の「見える化」を図り、全県的な創業の促進につなげる。

## 3 委託期間

契約締結の日から平成31年3月31日までとする

サイト構築に係るスケジュール(予定)

平成30年8月31日 : テスト版完成

平成30年9月1日から14日 : 稼働テスト

平成30年9月15日 : 公開・本稼働

スケジュールについては、公益財団法人やまぐち産業振興財団（以下、「財団」という。）と協議の上確定する。ただし、本システム稼働において受託者による瑕疵に起因すると思われる不具合が生じた場合、上記期間経過後も、財団は受託者に対応を求めることができる。

## 4 委託業務の範囲

### (1) ポータルサイト構築・運用・保守業務

ポータルサイトを構築し、運用・保守を行う。（詳細は「5(1)サイト構築業務」以下に記載）。

### (2) 既創業者の取材

先輩創業者（その関係者を含む。）に対し、効果的な手法により取材（写真及び動画の撮影を含む。）を行う。

件数は、取材結果をポータルサイトにアップするまでを1件として、ポータルサイトの公開までに10件、以降、契約終了時まで50件を予定。取材対象者及び取材日程は受託者及び財団の両者の協議により決定する。

### (3) イベント等の取材

財団が指定する県内開催のイベント・セミナー等（半日程度/件を想定）を効果的な手法で取材（写真及び動画の撮影を含む。）を行う。

件数は、取材結果をポータルサイトにアップするまでを1件として、ポータルサイトの公開までに3件、以降、契約終了時まで15件を予定する。

(4) ポータルサイトの認知度・利用者拡大に資するPR手法の提案

ターゲット層をポータルサイトへ誘導するPR手法(ウェブ内及びウェブ外)を提案する。

5 委託業務の内容

(1) サイト構築業務

① サイト要件

ア サーバ等の調達

- (ア) 本サイトは財団外部で実施しているレンタルサーバ等を利用して稼働させるものとし、その調達は受託者が行うこと。
- (イ) 本サイトは市販のソフトウェアやCMS等を使用して再構築すること。なお、必要なライセンスは受託者が調達すること。
- (ウ) 県の創業支援サイトであることを踏まえた適切なドメインを取得して使用すること。

イ セキュリティ・可用性等

- (ア) サーバ用OSや必要なソフトウェア等については、既知のセキュリティホールやバグ等について、再構築中にすべて対策を講じるとともに、セキュリティパッチ等が提供された場合、速やかに確認・検証を行い、必要に応じて適用すること。
- (イ) 不正なアクセスを検知するために必要な対策を実施すること。また、悪意のある攻撃に適切な対策ができる設計とすること。
- (ウ) 入力フォーム等からの送信を受ける際は、SSLによる暗号化通信を行うこと。
- (エ) 本サイトは24時間365日稼働すること。ただし、サイトメンテナンス等の計画的停止及び障害対応に係る期間は除く。
- (オ) 定期的にバックアップを取得すること。なお、バックアップサイクル等については、財団と協議・検討の上、バックアップ運用手順を定めること。

ウ 管理・更新業務に係る事項

- (ア) 管理業務及び更新(投稿)業務は、汎用のブラウザから行えるものとし、専用のアプリケーション等を必要としない仕組みとすること。
- (イ) CMS等を使用し、専門知識を要さず、一般的なワープロソフトを使用できるレベルの者でも容易に更新業務等が行えるものであること。

エ クライアント要件

投稿者及び閲覧者が用いるブラウザとして、パソコンについてはInternet Explorer 9以降並びにFirefox、Google Chrome 及びSafariの最新バージョンに対応すること。スマートフォン等についてはiOS、Android、Windows PhoneのOSを搭載した機種からのアクセスに対応すること。また、管理者が用いるブラウザとして、Internet Explorer 9以降に対応すること。

オ 公開用サイトとテスト用サイト

- (ア) 公開用サイトとテスト用サイトから構成し、テスト用サイトは予め指定したユーザーのみが、ユーザー I D 及びパスワードを入力することにより利用できるものとする。
- (イ) テスト用サイトの内容を確認の上、問題ない場合に限り公開用サイトへ反映させる設計とすること。

カ 認証・アクセス制限

下記の複数レベルの認証・アクセス制限を行うこと。

- (ア) 閲覧者（不特定多数の一般閲覧者）  
認証不要で本サイトの閲覧が可能。
- (イ) 投稿者（県庁関係課、登録市町・団体・個人等：最大 1 0 0 件）
  - ・ 付与された I D 及びパスワードによる認証の上で投稿者としてのアクセスが可能。
  - ・ 閲覧者が可能な操作に加えて、後述の本サイトの管理者が指定する範囲で記事やデータ等の投稿、編集が可能。
  - ・ サイト内の機能やコンテンツ単位で投稿者を指定。
  - ・ 本サイトの管理者が投稿者 I D の追加、削除、投稿できる範囲の指定及び関連するパスワードの更新を行う。
  - ・ 設定件数については、県との協議の上確定する。
- (ウ) 管理者（財団、県、受託者：5 件）
  - ・ 付与された I D 及びパスワードによる認証の上で、管理者としてのアクセスが可能。
  - ・ 投稿者が可能な操作に加えて、後述の本サイトの全体管理者が指定する範囲で、投稿者の記事やデータ等の修正及び削除が可能。
  - ・ サイト内の機能やコンテンツ単位で管理者を指定する。
  - ・ 本サイトの全体管理者が指定した範囲で、投稿者 I D の追加、削除、投稿できる範囲の指定及び関連するパスワードの更新を行う。
- (エ) 全体管理者（財団、県、受託者：3 件程度）
  - ・ 付与された I D 及びパスワードによる認証の上で全体管理者としてのアクセスが可能
  - ・ 本サイトのすべてについて、制限なくアクセス及び編集等が可能。
  - ・ 管理者 I D の追加、削除、投稿できる範囲の指定及び関連するパスワードの更新を行う。
  - ・ 設定件数については、財団と協議の上確定する。

キ その他

- (ア) 本サイトへの来訪の機会を多く提供するために、S E O 対策等を行うこと。  
また、S E O 対策効果を検証し、改善すること。

- (イ) 本サイトへのアクセスに対する応答時間は、通常時で3秒以内、最大でも5秒以内を目安とすること。
- (ウ) 本サイトの閲覧者やデータ量が今後増加することを考慮し、必要に応じたサーバ等の容量拡張が柔軟に行えるよう配慮すること。
- (エ) 本サイトに関する閲覧者等からの問い合わせ先及び本サイト管理者用アカウントの連絡先として、財団が指定する専用のメールアドレス及びメールボックスを用意すること。

## ② サイト設計・機能要件

### ア サイト設計

- (ア) 現サイトの課題、再構築の目的等を勘案し、受託者が最適と考えるサイト設計を下記により作成すること。なお、サイト設計の最終決定は、財団と協議の上行うこととする。
  - ・ サイト全体の構成やレイアウト、カテゴリの配置などについて、閲覧者の立場に立った配慮をすること。
  - ・ サイト全体が、本県の特徴やイメージを表現する魅力的で統一化されたデザインとすること。
  - ・ 管理者が、容易にデザインの基本的部分（色・配置、導入文等）を変更できること。
  - ・ サイズは1,280×1,024ピクセルを基本とし、横スクロールが発生しないデザインとすること。なお、スマートフォン等による表示が可能であること。
  - ・ 目的とするコンテンツに可能な限り少ないクリック数にて到達できる構造とすること。
  - ・ 閲覧者の立場に立ったカテゴリ分類とするとともに、タイトルをみただけでコンテンツの内容を推測できるカテゴリ名とすること。
  - ・ 主要な情報については、トップページから複数の経路を使って目的ページへアクセスできるようにすること。
  - ・ 視覚的に閲覧者に訴えることを重視し、トップページをはじめ各ページにおいて、これまでに県や市町において制作された創業に関する動画、画像（スライドを含む）や音源を積極的・効果的に活用すること。なお、外部サービス（Youtube等）との連携を行うことも可とする。また、掲載した動画等の差替えを容易に行えるよう設計すること。
  - ・ サイト設計に当たっては、「山口県ウェブサイトページ作成仕様」に基づき、JIS規格に沿って定めた「山口県目標達成基準」に適合したものとすること。

### イ 機能要件

- (ア) 別紙1の機能（コンテンツ）を盛り込むこと（これらの機能に必要なデータベース等の作成も含む。）。なお、サイト再構築の目的等を踏まえ、これら

の機能と同等以上の効果を発揮できる代替機能及び追加機能の提案を妨げるものではない。また、新規の機能(コンテンツ)に必要なデータについては、財団から提供するものについてはその入力を、受託者で用意するものについては財団と協議・同意を得た上で入力を行うこと。

(イ) サイト内検索機能を下記により盛り込むこと。

- ・ 閲覧者がフリーワードで検索ができること。
- ・ 検索ボックスを全てのページに配置すること。
- ・ 広告表示等が出るもの、テンプレート内に表示できないものは不可。

(ウ) アクセス解析機能を下記により盛り込むこと。

- ・ 職員がアクセス解析できる機能であること。
- ・ 全てのページについて、ページごとのアクセス件数、閲覧者の使用するブラウザ・OS等の情報及び会員登録件数等の把握ができること。
- ・ 閲覧者の接続ポイント及び参照元のURLが解析できること。
- ・ 時間帯別・年月日別のアクセス集計ができること。
- ・ 解析結果がファイル(CSV等)で保存・出力できること。

(エ) 閲覧支援機能を下記により盛り込むこと。

- ・ 閲覧者が別に支援用ソフトウェアを用意せずに利用できること。
- ・ 音声読み上げ及び振り仮名の付与ができること。
- ・ 文字サイズの変更、文字色及び背景色を変更できること。

(オ) (ア)で指定するもの及びそれらと重複するもの以外の機能(コンテンツ)については、デザインを除き、動画・画像・イラスト等も含め、基本的に、現サイトのものを利用すること。なお、サイト再構築の目的等を勘案し、現サイトのコンテンツで修正・追加等が必要と思われるものがあれば積極的に提案すること。

## (2) サイトプロモーション業務

下記により、本サイト及び本サイトの内容等に関する広報を行うが、各媒体による広報の期間や回数、印刷物のデザイン、その他の企画の内容や数量については、受託者から提案を行うこと。

### ① 各種メディアを利用した広報事業

TV、ラジオ、新聞、インターネット等、様々な媒体で連携して効果的な広報を行うこと。なお、必要に応じて、媒体ごとに適切なコンテンツとすること。

### ② 印刷物の作成

A4チラシ(両面)4,000枚、

A4リーフレット(3~4ページ程度、主に本サイトの内容を紹介)4,000枚、

A1ポスター50枚、A2ポスター200枚、を作成すること。

### ③ その他

受託者は効果的な広報について、独自企画の提案を行うことができる。

## (3) サイト運用・保守業務

## ① 定例業務

- ア 本サイトの24時間稼働を可能とするために、必要な措置を行うこと。
- イ 本サイトを構成するサーバ等において、機器やサービスの稼働状況、不正アクセス、ウイルスやマルウェアへの感染の有無等について、週一回点検すること。なお、点検の結果、問題が発生、若しくは発生が予想される場合は、速やかにその結果を県に報告するとともに、必要な対応を行うこと。
- ウ セキュリティパッチ等が提供された場合、速やかに確認・検証を行い、必要に応じて適用すること。
- エ 定期的にバックアップを取得すること。なお、バックアップサイクル等については、財団と協議・検討の上、バックアップ運用手順を定めること。

## ② 障害対応等

- ア 本サイトの稼働において障害や投稿時の不具合等が生じた場合は、財団と協議の上、必要な修正や復旧を行うとともに、その原因究明並びに再発防止策の検討及び実施を行うこと。
- イ 投稿者、管理者及び全体管理者の業務に関する操作方法等について、電子メール又は電話による問い合わせに回答すること。問い合わせ及び回答の時間は、平日の8時30分から17時15分までとするが、個別の案件について、財団と受託者の協議により変更できるものとする。ただし、障害時においては、休日及び夜間も含め対応可能とすること。

## 6 セキュリティ関係

### (1) セキュリティポリシーの遵守

受託者は、自ら実施する下記の項目について具体的なセキュリティ対策手順を定めたセキュリティポリシー実施マニュアルを策定し、財団に提出すること。

- ① 守秘義務の履行方法
- ② 個人情報の適切な取扱いの徹底方法
- ③ 財団から貸与される資料等に関する管理方法
- ④ データを外部に持ち出す場合の手順、管理方法

### (2) 情報セキュリティ監査の実施

財団が、必要に応じて財団自ら又は第三者に委託して、情報セキュリティ監査を実施する場合、受託者は監査が円滑に実施できるように財団に協力するとともに、監査の結果、指摘等がある場合には、財団と対応策を協議の上、速やかに改善を図ること。

## 7 支払条件等

- (1) 業務開始以降について、本業務に係る経費を支払うものとする。
- (2) 本業務の遂行上、必要がある場合には、受託者は概算払いを請求することができる。
- (3) 本業務終了後、確定した委託契約額を上回る額が既に概算払いされている場合には、超過分を財団に返還するものとする。

## 8 その他

### (1) 委託業務の成果物

本業務の実施に伴い受託者が作成・提出すべき成果物は下記のとおりとし、財団が指定する期日・場所において紙媒体(A4判)及び電子媒体(CD-ROM又はDVD-ROM)を提出すること。

- ① サイト設計書等 紙媒体1部、電子媒体1部
- ② プログラムソースコード及びデータベース 電子媒体1部
- ③ マニュアル

権限者ごとの操作方法等について、初めて利用する者でも容易に理解・操作できるとともに、エラーが発生した際に適切に対処できるマニュアルを作成すること。

投稿者用 紙媒体100部、電子媒体1部

管理者用 紙媒体10部、電子媒体1部

全体管理者用 紙媒体10部、電子媒体1部

なお、各マニュアルの電子媒体については1部に集約することも可。

- ④ ユーザー一覧表 紙媒体1部、電子媒体1部
  - ⑤ 業務報告書 紙媒体1部、電子媒体1部
- サイト構築、プロモーション、運営・保守業務ごとに作成すること。

### (2) 業務実施体制

受託者の体制は下記による。

- ① 業務の全体を管理可能な者を業務責任者として設置すること。
- ② 業務の確実な実施に必要な要員を配置すること。
- ③ 課題等発生時の対応体制を明確にすること。
- ④ 委託期間を通じて迅速な財団との連絡を可能にすること。
- ⑤ 受託者は業務開始時までには体制図を提出すること。

### (3) 業務の進捗等に関する県との協議

- ① 財団と受託者との定例的な協議を月1回程度開催し、業務の進捗等について確認すること。なお、必要に応じ、財団若しくは受託者からの申し出により、随時の協議を行うことができる。
- ② 協議の日時や場所については両者協議の上決定する。
- ③ 協議終了後、受託者は速やかに議事録を作成し提出すること。

### (4) 業務の検証

新サイトの公開後、財団が、必要に応じて財団自ら又は第三者に委託して、本業務に関する検証を実施する場合、受託者は検証作業が円滑に実施できるように財団に協力するとともに、検証の結果、指摘等がある場合には、財団と対応策を協議の上、速やかに改善を図ること。

### (5) 措置請求

- ① 財団は、本仕様書に違反すると認められる場合、本業務の適正な実施につき著し

く不相当と認められる場合、その他、財団と受託者との信頼関係に重大な影響を生じる、あるいは生じる恐れがあると認められる場合は、その理由を明示した文書により、受託者に対し必要な措置を講じるべきことを請求することができる。

② 受託者は、上記の請求があった場合は、当該請求に係る事項について必要な措置を講じた上で、その結果を、請求を受けた日から10日以内に、財団に対し文書により回答すること。

(6) 個人情報の保護

受託者は、本業務を実施する上で個人情報を取り扱う場合は、山口県個人情報保護条例(平成13年12月18日山口県条例第43号)を遵守すること

(7) 守秘義務

受託者は、本業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は、自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

(8) 権利の帰属等

① 本業務により作成された成果物のすべての著作権は、受託者が既に著作権を保有する著作物を除き、業務完了をもって財団に移転すること。

② 受託者は、財団が許可した場合を除き、成果物に関する著作者人格権を行使できないものとする。

③ 業務の実施において、第三者の権利に基づく許可等が必要な場合は、受託者において対応すること。

④ 成果物について第三者の権利侵害がないことを保証するとともに、第三者から権利の侵害の申し立てを受けた場合は、受託者の責任において解決すること。

(9) 業務の一括再委託の禁止

書面により予め財団の承認を受けた場合を除き、本業務の全部あるいは一部を第三者に委託し、若しくは請け負わせてはならない。

(10) 瑕疵担保責任

① 受託者は、財団に納入した成果物の瑕疵について、本サイトの公開日から起算して1年間、担保の責を負うこと。

② 受託者は、成果物の瑕疵が受託者の故意又は重大な過失に基づく場合には、当該瑕疵を発見した日から起算して1年間、担保の責を負うこと。

③ 財団は、上記の期間中、瑕疵のある成果物について、受託者に相当の期間を定めて瑕疵の修正を請求し、又は修正させるとともに損害の請求をすることができる。

(11) 業務実施内容の決定及び疑義の解決

本業務の実施に当たり、本仕様書に記載のない事項又は疑義が発生した場合は、速やかに財団と協議を行うこと。協議の方法等については、上記(3)に定める随時協議に準ずる。